

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	うるま市 保育所に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

うるま市は、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

沖縄県うるま市長

公表日

令和6年12月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	保育所における保育の実施時若しくは措置又は費用の徴収に関する事務
②事務の概要	保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務の一体的な運用 ①保育所における保育の実施 ②保育所における措置 ③費用の決定に関する事務 ④費用の徴収に関する事務
③システムの名称	1.総合福祉システム KKGWEL+ 標準化仕様対応版 2.MIC JET番号連携サーバー 3.中間サーバー 4.マイナポータル ぴったりサービス(電子申請関係)
2. 特定個人情報ファイル名	
保育所における保育の実施若しくは措置に係る対象者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項の別表九項、番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第8条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号、番号法19条8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表二十項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来部保育こども園課
②所属長の役職名	保育こども園課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	うるま市総務部総務政策課 沖縄県うるま市みどり町一丁目1番1号 TEL:098-973-0606
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	うるま市こども未来部保育こども園課 沖縄県うるま市みどり町一丁目1番1号 TEL:098-973-5427
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[☐] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請受付業務にて、特定個人情報の記載がある申請書の取り扱いに関して手作業が介在するが、複数人での件数確認を徹底的に行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	入手が介在する作業において、特定個人情報の記載がある申請書の取り扱いがあるが、複数人での件数確認を徹底的に行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	I 5. ②所属長	保育幼稚園課 金城 妙子	保育幼稚園課 目取真 洋子	事後	人事異動
平成31年4月1日	II 1. 対象人数 いつの時点の 計数か	2016/3/31	2019/4/1	事後	評価見直し
平成31年4月1日	II 2. 取扱者数 いつの時点 の計数か	2016/3/31	2019/4/1	事後	評価見直し
平成31年4月1日	IV リスク対策	無し	新設「IV リスク対策」の追加記載	事後	様式変更に伴う変更
令和2年6月16日	II 1. 対象人数 いつの時点の 計数か	2019/4/1	2020/4/1	事後	保護評価の再実施
令和2年6月16日	II 2. 取扱者数 いつの時点 の計数か	2019/4/1	2020/4/1	事後	保護評価の再実施
令和3年4月1日	II 1. 対象人数 いつの時点の 計数か	2020/4/1	2021/4/1	事後	保護評価の再実施
令和3年4月1日	II 2. 取扱者数 いつの時点 の計数か	2020/4/1	2021/4/1	事後	保護評価の再実施
令和3年4月1日	I 1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務③システムの名	1.PLANETS保育料	1.WEL+保育料	事後	システム変更
令和4年6月17日	I 5. ①所属部署	こども部 保育幼稚園課	こども未来部 保育こども園課	事後	組織改編
令和4年6月17日	I 5. ②所属長の役職名	保育幼稚園課 目取真 洋子	保育こども園課長	事後	
令和4年6月17日	I 8. 連絡先	保育幼稚園課	保育こども園課	事後	
令和5年6月16日	I 7. 請求先	総務課	総務政策課	事後	組織改編
令和6年12月25日	I 3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の8の項、番号法別表 第一の主務省令で定める事務を定める命令第8条	番号法第9条第1項の別表九項、番号法別表の主務 省令で定める事務を定める命令第8条	事後	法改正
令和6年12月25日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の13の項、番号法別 表第二の主務省令で定める事務を定める命令第10条	番号法第19条第8号、番号法19条8号に基づく利用特 定個人情報の提供に関する命令第2条の表二十項	事後	法改正
令和6年12月25日	IV 8. 人手を介在させる作業		十分である	事後	追加項目
令和6年12月25日	IV 8. 最も優先度が高いと考えら れる対策		特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 十分である	事後	追加項目
令和6年12月25日	I 1. ③システムの名称	1.WEL+保育料 2.番号連携サーバー 3.中間サーバー	1.総合福祉システム KKCWEL+ 標準化仕様対 応版 2.MIC JET番号連携サーバー 3.中間サーバー 4.マイナポータル ぴったりサービス(電子申請 関係)	事前	システム標準化移行